

美作市立勝田中学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・現在、生徒指導・いじめ防止対策委員会を毎週開催し学年を超えて情報交換を行いながら、いじめの未然防止に取り組んでいる。この取り組みを全体のものとするために、他の分掌組織と連携して組織的な取り組みをする必要がある。
- ・クラスに慣れてくる年度半ば以降に多く発生している。人間関係のもつれに起因する冷やかしかからかいが多く、LINEなどのSNSに起因する場合もある。情報モラルの指導も継続して行う必要がある。
- ・コミュニケーション不足や他者への配慮に欠ける言動からいじめにつながる例も見られる。人間関係作りのスキルの向上や生徒の人の権感覚に敏感になり、普段の関わりから人権意識向上につながる指導をしていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、どの生徒にも起こりうる、またどの生徒でも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもつ。
- ・いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を教職員・生徒・保護者・地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力して活動する。
- ・未然防止・早期発見・早期対応に努める。様々な活動を通じて達成感と自己肯定感を育み、安心して豊かに生活できるようないじめのおこらない学校風土を作る。
- ・学級・生徒会活動・部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- ・我々教職員の言動は生徒の成長にとって大きく影響していることを自覚する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や懇談会等を活用し足並みをそろえて取り組む。
 - ・生徒の変化については保護者と担任間で早期の情報共有をしていく。
 - ・学校評議委員・児童委員の方々の協力を得て生徒の校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・親子の関わり方(情報機器の使用等)についてPTA研修会を実施する

学 校

いじめ問題対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生した事案の対応を行う。
 - <委員会の開催時期>
 - ・毎月1回開催する。
 - ・スクールカウンセラーとの情報交換を密に行う。
 - <教職員への伝達>
 - ・職員会議で全職員に周知する。
 - <構成メンバー>
 - ・校外 カウンセラー、その他必要に応じた関係機関
 - ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教頭

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・美作市教育委員会
- <連携の内容>
- ・支援のための専門スタッフ
 - <学校側の窓口>
 - ・教頭
- <連携機関名>
- ・美作警察署、青少年育成センター
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換
 - <学校側の窓口>
 - ・生徒指導主事
 - ・管理職
- <その他連携機関名>
- ・児童相談所、病院

学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員研修 ・我々教職員の言動は生徒の成長にとって大きく影響していることを自覚し、いじめを許さない、見逃さない学級経営等についての校内研修を行う。 ○生徒の活動 ・学級、生徒会活動、部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進する。 ○温かいまなざしと信頼関係づくり ・日ごろの授業や行事等を通じ他者とかかわる時間を大切に自己肯定感の持てる取組を進める。 ○情報モラルを身につける ・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し適切に利用できる情報モラルに関する授業を行う。
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> ○実態把握 ・いじめに対するアンケート調査の実施。 ・年3回の教育相談等で生徒個々と向き合う時間を確保し実態を把握する。 ○情報の共有 ・何かあれば朝礼時にその都度話し合い、全職員で気になる生徒への配慮、声かけができるようにする。 ・定期的な職員会議、生徒指導委員会において、全教職員情報の共有化を図る。 ○保護者との連携 ・学校での生徒の頑張りを家庭へ伝えたり、気がかりな点があればその対応について保護者に連絡し普段から相談できる関係づくりに努める。
③ い じ め へ の 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの状況把握 ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめの組織的対応の検討 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導・いじめ対策委員会を招集し組織として動ける体制を整える。 ○いじめられた生徒への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた生徒への指導 ・いじめた生徒に対しては決して許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。